かしょう なかのくしゅわげんごじょうれいあん も こ おも じこう (仮称) 中野区手話言語条例 案に盛り込むべき主な事項

ぜんぶん **1 前文**

このため、手話が言語であるとの理解が促進され、手話を使用する人たちにとって社会的障壁の無い社会を実現していく必要があります。

ここに、手話が言語であることの理解を促進するため、この条例を制定します。

(説明)

- 手話は、独自の語彙や文法体系を持った言語です。しかし、歴史的に手話が ばんこ 言語として位置づけられていなかった時代、手話を母語とする聴覚障害者は、 日常生活や社会生活を送る上で、多くの不便や不安とともに生きてきました。
- また、平成 1 8年に国連総会で採択された障害者の権利に関する条約(平成 2 6年に日本国において発効) や、平成 2 5年に改正された障害者基本法において、手話が言語として位置づけられていますが、現在においても、手話への

理解が十分に進んでいるとは言えない状況です。

○ 全ての人が相互に理解し合い、互いを尊重し受け入れることのできる社会の実現には、手話についての理解促進が欠かせません。このため「(仮称) 中野区手話言語条例」を制定します。

^{もくてき} 2 目的

この条例は、手話についての理解を促進することに関する基本理念を定めるとともに、区の責務並びに区民及び事業者の役割を明らかにし、もって手話が であることの理解を促進することを目的とする。

tooks (説明)

○ 手話に関する理解の促進及び手話の普及を図るためには、区、区民、事業者
の3者が、共通の認識を持つことが必要です。区はその責務を、区民・事業者
はその役割を自覚することで、効果的な理解促進が図られると考えます。

きほんりねん 3 基本理念

手話が言語であるとの理解が促進され、手話を使用する人が手話による意思疎通を出する。
を円滑に行うことができ、障害の有無によって分け隔てられることなく、かけがえのない個人として尊重されることを基本理念とする。

tobio (説明)

まつう けんり まも 疎通の権利を守るためには、第一に、手話が言語であることの認識が求められます。

○ また、この認識の下に、地域社会において、手話を必要とする聴覚障害者 が、個人として尊重されることが重要であると考えます。

く せきむ 4 **区の責務**

くは、基本理念に基づき、手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者及び というとなるとは、基本理念に基づき、手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者及び その支援者その他の関係者と協力して、手話が言語であることに対する区民の りかい そくしん 理解を促進するための施策を行うものとする。

toon (説明)

- 基本理念に基づき、区は、手話が言語であることについての区民の理解を促進 する義務を負っていると考えます。
- また、そのためには、区は手話を必要とする聴覚障害者や、手話通訳者等 しまんしゃとう きょうりょく の支援者等と協力しなければなりません。

くみん やくわり **区民の役割**

くみん きほんりねん たい りかい ふか く しきく きょうりょく 区民は、基本理念に対する理解を深め、区の施策に協力するよう努めるものとする。

tooks (説明)

○ また、条例の目的を達成するためには、区民による区の施策への協力が 重要であると考えます。

6 事業者の役割

事業者は、基本理念に対する理解を深め、区の施策に協力するよう努めるものとする。

せつめい (説明)

- 事業者は、施設、商品及びサービスの提供等を通じて、手話を使用して 「たちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな ひとびと きまざま ばめん かか も 日常生活や社会生活を営む人々と、様々な場面で関わりを持ちます。